

## はじめに

熊野中学校は生徒の安全を確保し、安心して学べる場でなくてはならない。そのために、学校で起こりうる危機を予測し、危機回避のため最大限の努力をしなければならない。

また、危機場面が発生した場合、被害を最小限にとどめるために、全職員が危機場面で適切な対応が出来るための「实际的」「具体的」「簡潔」な対応策を作成し、全職員が危機管理意識を持ち、危機場面を想定した対処方法を熟知し、機能できるようにしておくことが重要である。

## 危機回避のための最大限の努力

### (1) 生活指導【いじめ・不登校・校内暴力・飲酒・喫煙・万引き等】

- ☆ 教育活動を通して、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、心豊かでたくましい生徒の育成に努める。
- ☆ 研修を充実し指導力の向上に努め、積極的に学校行事・授業を公開し、「開かれた学校づくり」をする。(研究授業:年間6+ $\alpha$ 回・授業参観:年2~3回・学校公開日:年8回・体育祭・文化祭等)
- ☆ 家庭や地域社会との連携を密にし、教育力の活性化に努める。
- ☆ 学習を通して、達成感を味わえる教育活動を創造する。
- ☆ 総合的な学習・体験学習等で感動が得られるよう創意工夫し「生きる力(問題解決力・豊かな人間性・健康や体力)」の育成に努める。
- ☆ 教職員が重要な人的教育環境であることを自覚し、人間性を磨くと共に指導力の向上に努め、見通しのある継続した取組をする。
- ☆ 報告・連絡・相談を密にし、全職員が計画的・組織的・継続的に学校教育目標の具現化に努める。(情報は、学校長が把握できるようにする。)
- ☆ 問題が生じた時のみ連携するのではなく、日常的に行う。
- ☆ 問題行動の早期発見に努める。(生徒の観察を十分にする。生徒や保護者からの相談や地域からの情報は真剣に受け止める。)

### (2) 個人情報の管理【指導要録・通知表・生徒の行動記録・成績表・健康診断表等】

- ☆ プライバシーの侵害にならないように保管管理を徹底する。
- ☆ 使用目的が完了した物は、保存期間を確認し処理する。
- ☆ 校外への持ち出しを禁止する。

### (3) 毒物・劇薬の取り扱い

- ☆ 取り扱いリストを作成し、適正に保管管理されているか毎日点検・確認する。
- ☆ 保管管理の適正化を図るため管理簿に記録する。(年月日・数量・取扱者等)
- ☆ 貯蔵・保管場所には、「医薬品外」「毒物」「劇物」の表示をする。

- ☆ 保健衛生上の危害を生じないよう、適切に廃棄する。
- ☆ 盗難・紛失がないよう施錠する。

#### (4) 学校での事故・疾病（食中毒・集団風邪を含む）

- ☆ 事故を、未然に防止するために安全教育を徹底し、生徒の安全意識を育成する。
- ☆ 施設・設備の定期点検（月1回）・日常点検を行う。
- ☆ 補修・修理箇所を発見し、速やかに対応する。
- ☆ 事故防止のため情報の提供や研修会を開く。（各教科・社会見学・校外学習等）
- ☆ 緊急連絡網の整備をする。
- ☆ 健康観察を丁寧にし、保護者・養護教諭と連携を取りながら生徒の健康状態の把握に努める。
- ☆ 危機を予測し、気になる部分について情報交換を行い、教員間の意志の疎通を図り、学級指導・全体指導を行う。
- ☆ 学校長への報告・連絡・相談を確実に行う。
- ☆ 生徒の様子を把握するため校内巡視を行う。（授業中・昼休憩・放課後等）
- ☆ 心肺蘇生法の研修を行い、全職員が対応できるようにしておく。
- ☆ 健康に関心を持ち、自他の心身を大切にし、自主的に健康の保持増進に努める。
- ☆ 健康な生活を送るために必要な知識・習慣を身につける。
- ☆ 各種の診断結果は、迅速に保護者に連絡し、健康に対する意識の向上を図る。
- ☆ 食中毒警報が発令された場合は、手洗いの励行等衛生面に十分気をつけさせる。
- ☆ 調理実習では、「新鮮な食材を購入し、適切に保管」「調理過程における衛生の管理の徹底」「調理後は速やかに食する。」等に留意し食中毒予防に努める。
- ☆ 「栄養バランスのとれた食事」「睡眠」「体力の保持・増進」「手洗い・うがいの励行」等、感染予防の指導をする。
- ☆ 報道機関や近隣の情報（発生状況・流行状況等）に注意し、早期に対応する。

#### (5) 体罰

- ☆ 「校長及び教員は教育上必要と認める場合は、監督庁の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。」と学校教育法第11条で禁止されていることを全職員が認識する。
- ☆ 生徒・保護者・教師との信頼関係を築くとともに、指導力の向上に努める。
- ☆ 生徒理解に関わる情報交換を日常的に行い、生徒一人ひとりの課題を共有する。
- ☆ 指導力を高める研修会を設定する。（授業研究・参観授業等）
- ☆ 問題を一人で抱え込まない。

#### (6) 交通事故

- ☆ 交通安全指導を徹底する。（警察署・安全協会との連携）
- ☆ 登下校の安全指導を行う。

#### (7) 災害【地震・火災・台風・集中豪雨等】

- ☆ 災害を想定した避難計画を作成し訓練を行う。（年2回程度）
- ☆ 避難訓練は、事前に消防署より指導を仰ぎ、安全に避難できるようにしておく。
- ☆ 天気予報に十分気をつけ、対応する。（特に警報が発令された時）
- ☆ 水路・河川に近寄らないよう指導すると共に、保護者・地域にも協力をお願いします

る。(文書等で)

#### (8) 不審者への対応

- ☆ 外来者の出入りには、常に注意し、正門のみを使用する。
- ☆ 外来者には、声かけをする。(挨拶・用件を聞く)
- ☆ 校内巡視をする。(授業中・休憩時間・学校行事・授業参観等)
- ☆ 出入り口に、看板等を表示し、事務室で用件を言って入るように依頼する。  
(外来者の動線を固定する。)
- ☆ 校内及び警察・保護者・地域との連絡体制を整える。  
(子ども110番・注意依頼文書等)
- ☆ 全教員が危機管理マニュアルを熟知しておく。
- ☆ 火災報知用非常ベル使用のために機器点検を行っておく。又授業中の教室にはハンドマイクを常時設置しておく。
- ☆ 生徒に事故防止意識を高める安全教育をしておく。
- ☆ 地域や保護者に不審者を見かけたら学校への通報を依頼する。
- ☆ 警察にパトロール強化のお願いをする。
- ☆ 職員室・事務室に催涙スプレー、刺股、警棒を設置し使用法を熟知しておく。

#### (9) 生徒の欠席

- ☆ 保護者に欠席の理由を確認する。
- ☆ 欠席する場合は、必ず連絡するよう保護者に依頼する。
- ☆ 連絡がない場合には、必ず保護者に連絡をとる。
- ☆ 登下校中生徒が行方不明になった時は、保護者と連携するとともに、警察をはじめ、関係機関と連携を取り、捜索に全力を尽くす。

#### (10) 職員の出張・欠席時の対応

- ☆ 他の教師が指導にあたり、生徒だけの状態にしない。(複数の教師がいない場合は、巡視し指導にあたる。)

### **危機発生時の対応**

- ◎ 危機状況が発生したら、相手の訴えを真剣に聞き、状況を確認し誠実かつ迅速に対応する。
- ◎ 情報が一人歩きしないようにする。
- ◎ 原因・背景を分析し、課題を明確にし、管理体制の見直しをする。
- ◎ 家庭・地域・関係機関との連携を密にし、協力・支援を受け、全職員の共通理解のもと問題解決に努める。

#### (1) 生活指導【いじめ・不登校・校内暴力・飲酒・喫煙・万引き等】

- ☆ 状況に応じては、毅然とした態度で生徒・保護者に対応する。
- ☆ 初期段階での対応、原因を早期に探求し、その原因を早く除去し、継続して指導する。

- ☆ 保護者の要望・訴えを聞き、共感的に理解する。
- ☆ 事実を正確に把握する。
- ☆ 個人のプライバシーに配慮し、事実を公表し、保護者に協力を要請する。
- ☆ 学校全体の問題として対処する。
- ☆ 関係生徒に誠意をもって対応する。
- ☆ 学校長のもとに、共通の考えを確認して対応する。
- ☆ 関係生徒・学級・全校への指導をする。
- ☆ 事実確認したことや学校で取り組んだことを家庭訪問をして話をするとともに、家庭での指導・協力を依頼する。

☆ 学校だけでなく関係者・関係機関の協力・支援を得て、問題解決に努力する。

## (2) 個人情報の管理【指導要録・通知表・生徒の行動記録・成績表・健康診断表等】

- ☆ 盗難・紛失した場合は、警察に届けると共に、教育委員会に報告する。

## (3) 毒物・劇物の取り扱い

- ☆ 事故発生時は直ちに、警察・保健所・消防署に届け、応急処置を講じ、教育委員会に報告する。
- ☆ 盗難・紛失した場合は、警察に届け出ると共に、教育委員会に報告する。

## (4) 学校での事故・疾病（食中毒・集団風邪を含む）

- ☆ 救急車を要請しない程度の疾病・事故の場合、病院への搬送は原則として保護者が行う。（必ず養護教諭と相談する。）
- ☆ 事故発生場所に速やかに移動し、対応する。
  - 1 負傷生徒への応急対応
  - 2 原因把握のため事情聴取（本人・近くにいる生徒へ）
    - ・正確な事実関係を把握する。（いつ・どこで・誰が・誰に・何をした等）
  - 3 病院への緊急連絡・対応等（顔面・頭部・病院へ行く必要がある傷害）
    - ・養護教諭を通し、教師一人で判断しない。発生状況を学校長に報告し対応する。
  - 4 保護者への対応（連絡・説明）
    - ・事実を正確に伝える。
    - ・事故で病院に行った場合は、誠意を持って対応する。（その日に見舞う等）
    - ・対人との事故・事件の場合は、加害者・被害者への気配りをし、連絡する。（対立感情が生じないように配慮する。）
    - ・状況によっては、学校長自らが謝罪に出向き、誠意ある対応をする。
- ☆ 発生から取組経過を正確に記録する。
- ☆ 速やかに、事故の概要を教育委員会に口頭で報告し、後日文書で報告する。
- ☆ 再発防止の対策や指導をする。
- ☆ 内科的症状の場合は、健康観察を入念に行い、薬の投与はしない。様子を見て、1時間程度で回復しない時は早退させる。
- ☆ 学習が不可能な場合は、家庭に連絡し、原則として保護者と共に下校させる。留守の場合、連絡がとれるまで保健室で休養させる。
- ☆ 伝染病流行の兆しが見られたり、食中毒警報が発令されたら、感染予防の指導を行う。（学校医との連携をとる）
- ☆ 保護者へ文書で伝え、家庭でも予防に努めてもらう。

- ☆ インフルエンザの兆候が見られたら、速やかに医師の診断を受けさせ、インフルエンザであれば医師に治癒証明書に記入してもらい、登校可の診断がでるまで家庭で静養させる。
- ☆ 欠席率が急激に増加した場合は、直ちに学校医と連携し健康状態の把握をする。
- ☆ 感染症等が、集団発生した場合は、学校行事等を延期する。
- ☆ 食中毒・集団風邪が発生したら、保健所・教育委員会に報告する。

#### (5) 災害【地震・火災・台風・集中豪雨等】

- ☆ 各警報が発令されたら、学校長(教育委員会)の避難勧告・指示に従い、生徒を迅速かつ安全に避難させる。(別表)
- ☆ 状況に応じて、自宅待機・学校待機・下校指導・保護者の迎えを依頼する。
- ☆ 下校指導等で帰宅した場合は、無事帰宅したかを確認する。
- ☆ 増水した水路及び河川等危険な場所に近づかないよう指導する。
- ☆ 災害が発生した場合は、直ちに電話等で関係機関に被害状況等を報告・連絡する。
- ☆ 被災後1週間以内に報告書を提出する。(被害額を含めて)

学校 → 町教育員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

- ☆ 被災事実の証拠保存(写真等)・記録と短時間に学校教育への支障排除の処置をする。
- ☆ 被害状況の立証処置を終え危険物を除去し、二次災害防止対策を講じる。
- ☆ 危険が予想される箇所には、立入禁止の措置を行い生徒の安全を確保する。

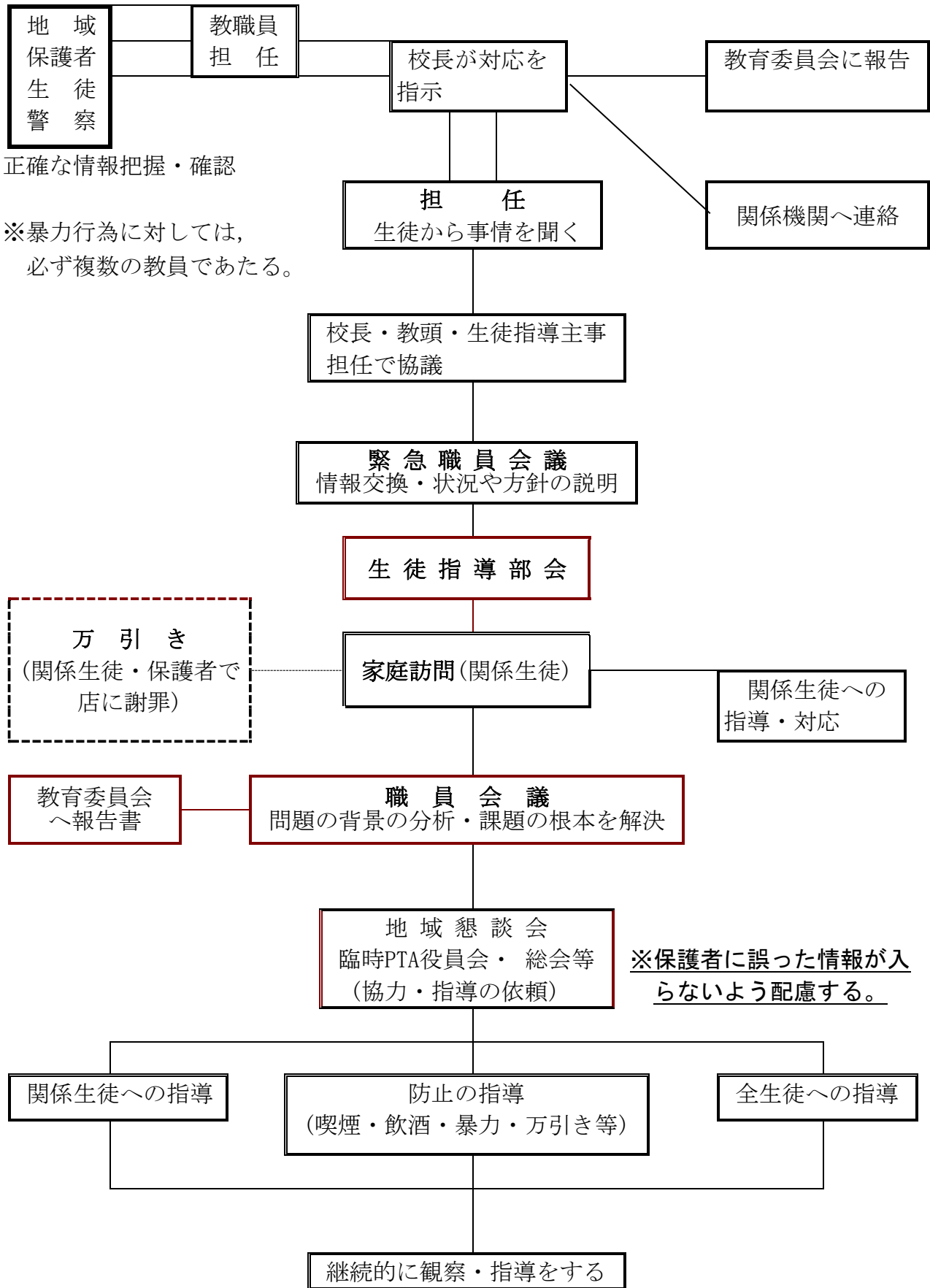
#### (6) 生徒の欠席

- ☆ 欠席の原因を十分に把握する。
- ☆ 長期にわたる欠席は、随時家庭訪問をする。(不登校の場合もある?)  
《状況によっては、カウンセラーの先生に相談し、対応する。》

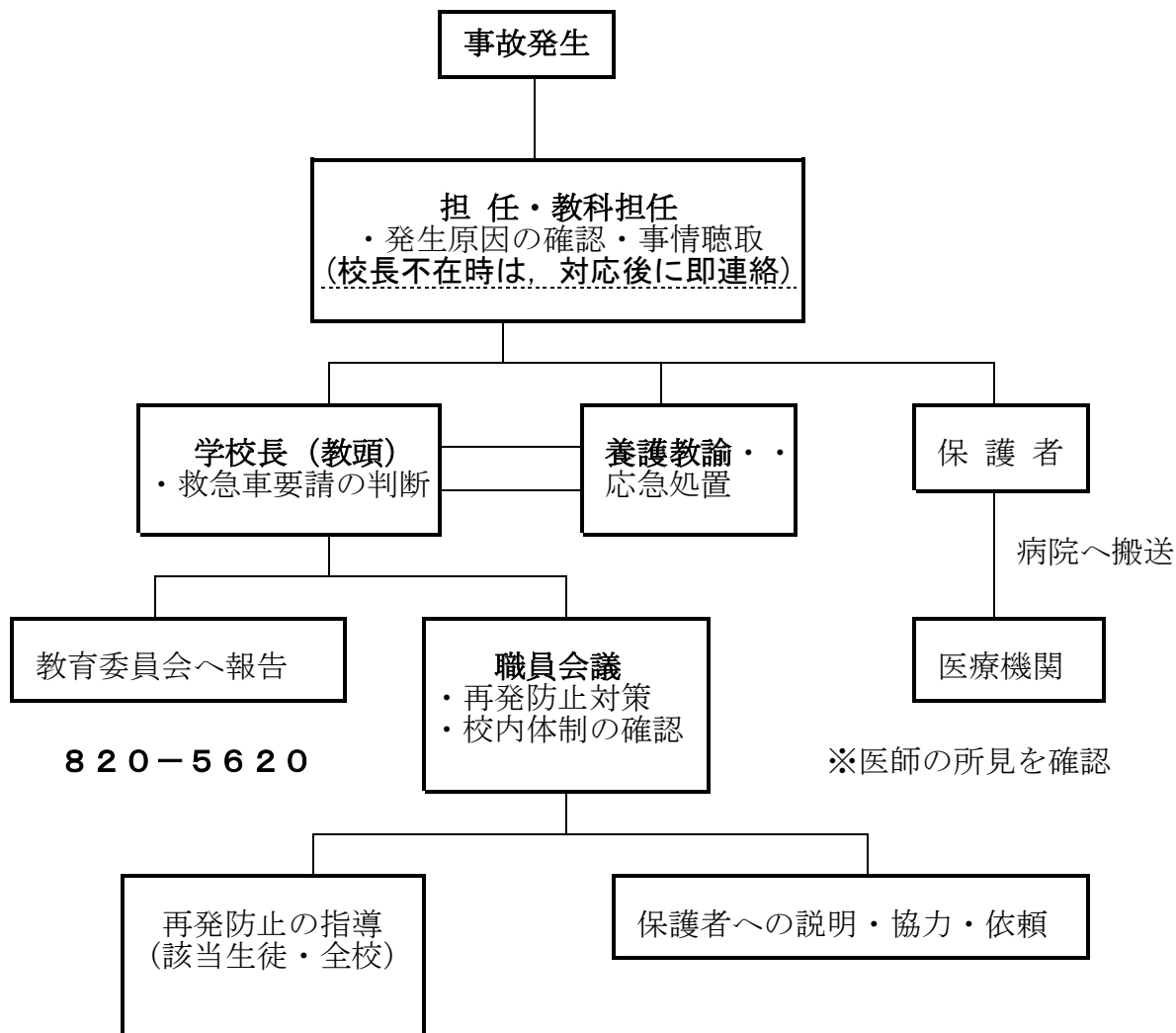
### マスコミへの対応

- ◎ 窓口は一本化【学校長が対応】教頭は同席して記録する。
  - 取材場所を決めて応じる。(校長室及び会議室)
  - 生徒への取材は教育的配慮から拒否する。
  - 取材相手の所属・氏名・連絡先を明らかにしておく。
  - 事実に基づいて発言し、憶測は言わない。
  - 生徒・家庭のプライバシーに関わること等は、コメントしない。
  - 取材された内容は、教育委員会に報告する。
  - 保護者に事前にマスコミ報道の説明と理解を求める。
  - いつ報道されるか確認する。

## 生活指導に対する緊急時の連絡体制



## 学校事故・疾病に対する緊急時の連絡体制



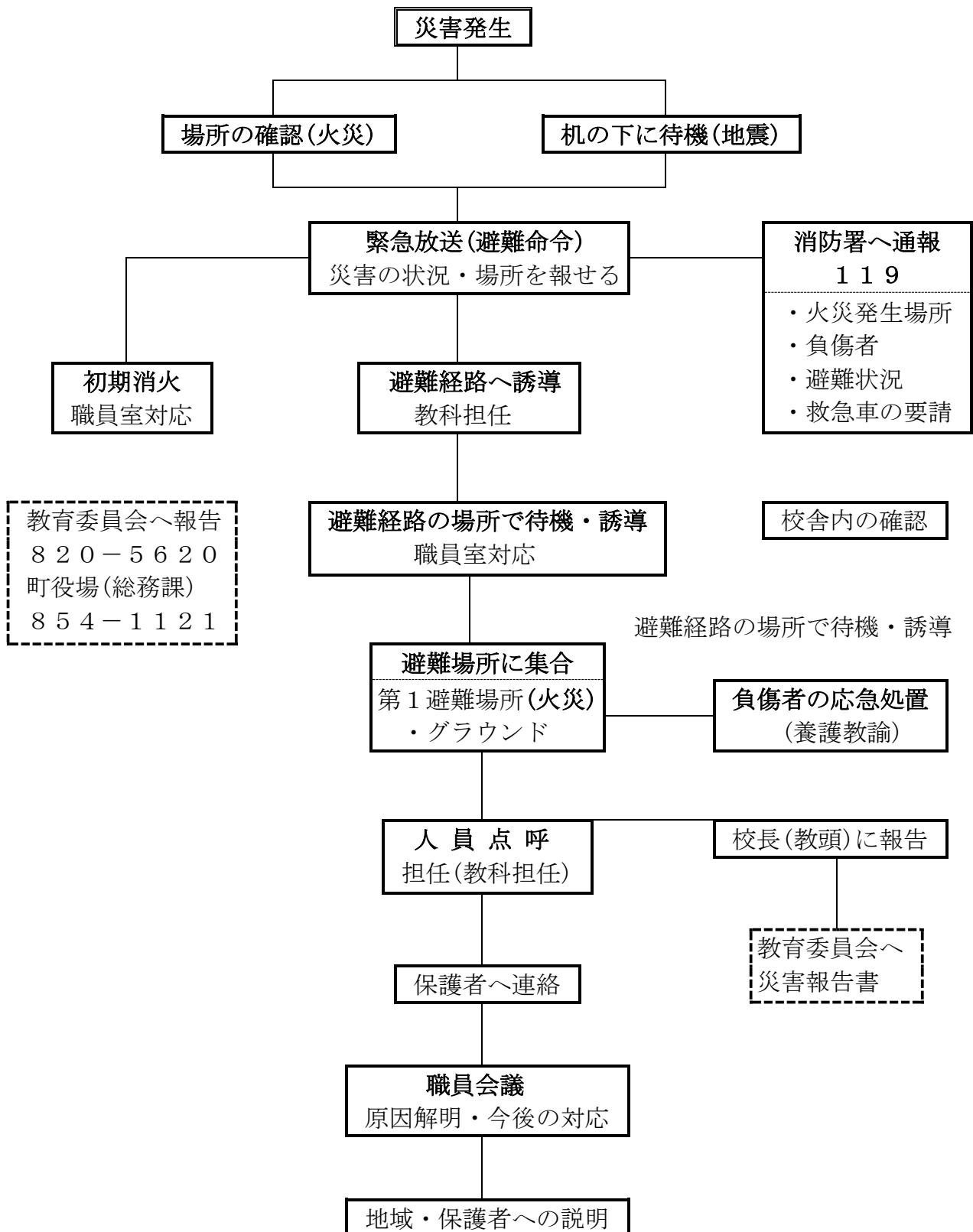
### ◎ 医 療 機 関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
救 急 車	1 1 9	酒井耳鼻科・皮膚科	8 5 5 - 2 6 2 9
豊田レディースクリニック	8 5 5 - 1 9 1 3	平 田 眼 科	8 5 4 - 8 8 8 0
高橋整形外科	8 5 4 - 2 2 2 2	ク リ ー ン 歯 科	8 5 4 - 2 1 3 1
梶 山 医 院	8 5 4 - 2 7 7 1	済生会広島病院	8 8 4 - 2 5 6 6
大瀬戸医院	8 5 4 - 8 5 8 5	梶川脳外科	2 4 9 - 6 4 1 1

**※ 心臓停止・呼吸停止・大出血・意識障害・ひどい熱傷・服毒**

【直ちに手当の必要な場合は、発見者が救急車を要請する。】

## 火災・地震に対する緊急時の連絡体制





# 緊急時避難マニュアル

## <火災および地震発生時>

### 1 火災発生（非常ベルが鳴る）

発見者

- ① 火災現場，発見
- ② 火災の状況を確認する
- ③ 事務室又は職員室に連絡
- ※ 初期消火・・・消化可能と判断した場合

- ① 事務室で火元を確認
- ② 管理職に連絡
- ※ 初期消火可能なら現場に急行する。

管理職より指示し，校内放送，消防署（119）へ通報，教育委員会に連絡

「火災発生，火災発生。〇〇より出火。生徒は全員先生の指示に従い，グラウンドへ緊急避難せよ。」 ※ 放送をよく聞かせる

### 2 授業者は次の内容を指示した上，避難誘導する。（以下は地震発生時も）

持って出るもの【出席簿】 確実な出欠確認を！

- ☆ 窓，戸を閉める。（地震発生時は開けておく） ☆ 上履きのまま避難する。
- ☆ 話をせず，前の人を押さず，素早く行動することを徹底する。
- ☆ 避難経路，集合場所の確認をする。
- ☆ けがなどをして，早く避難できない生徒がいれば，応援を呼ぶなどし，避難させる。
- ☆ 階段は，いっばいに広がらず，一方のみを使う。

※ 避難訓練の際は，美化担当で足拭き用の雑巾を生徒玄関に準備する。

**授業のない教職員は，次の仕事を分担する。**

- 警備（校舎内をめぐり，校舎に生徒が残っていないことを確認する。）
- 誘導（校舎からの出入り口で，集合場所への誘導を行う。）
- 搬出（校長の指示に従って，重要書類を運搬する。）

### 3 避難する → グラウンド集合（朝礼体形，クラブハウス前）

【点呼】授業者（担任）→ 教頭へ人数報告

「在籍〇人のうち，〇人欠席，〇人全員います。」

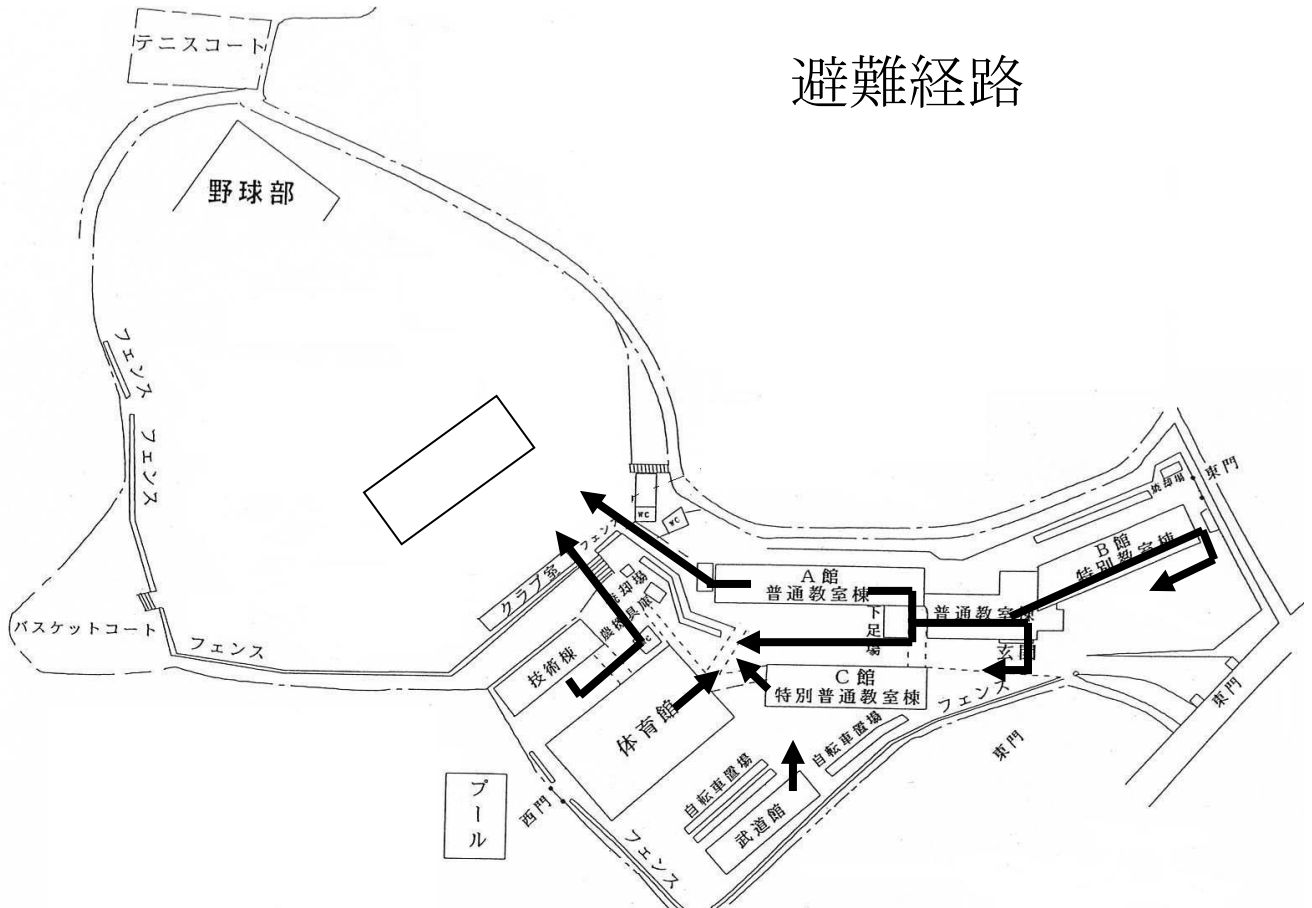
教頭不在の時は，教務主任がその任にあたる。

【健康調査】健康美化委員はケガ人の調査を行う。けが人がいた場合は，授業者（担任）に報告。授業者（担任）は校長，養護教諭に連絡。

全員いるかどうか！  
点呼は正確に！  
迅速に！

### 4 次の指示を出す。 生徒を落ち着かせ，次の指示を出す。

## 避難経路



## 台風・集中豪雨等における緊急連絡体制

### 登校時

台風等により、気象台から表題の警報が発令されたとき、荒天時に混乱を招かないために、次のように対応する。

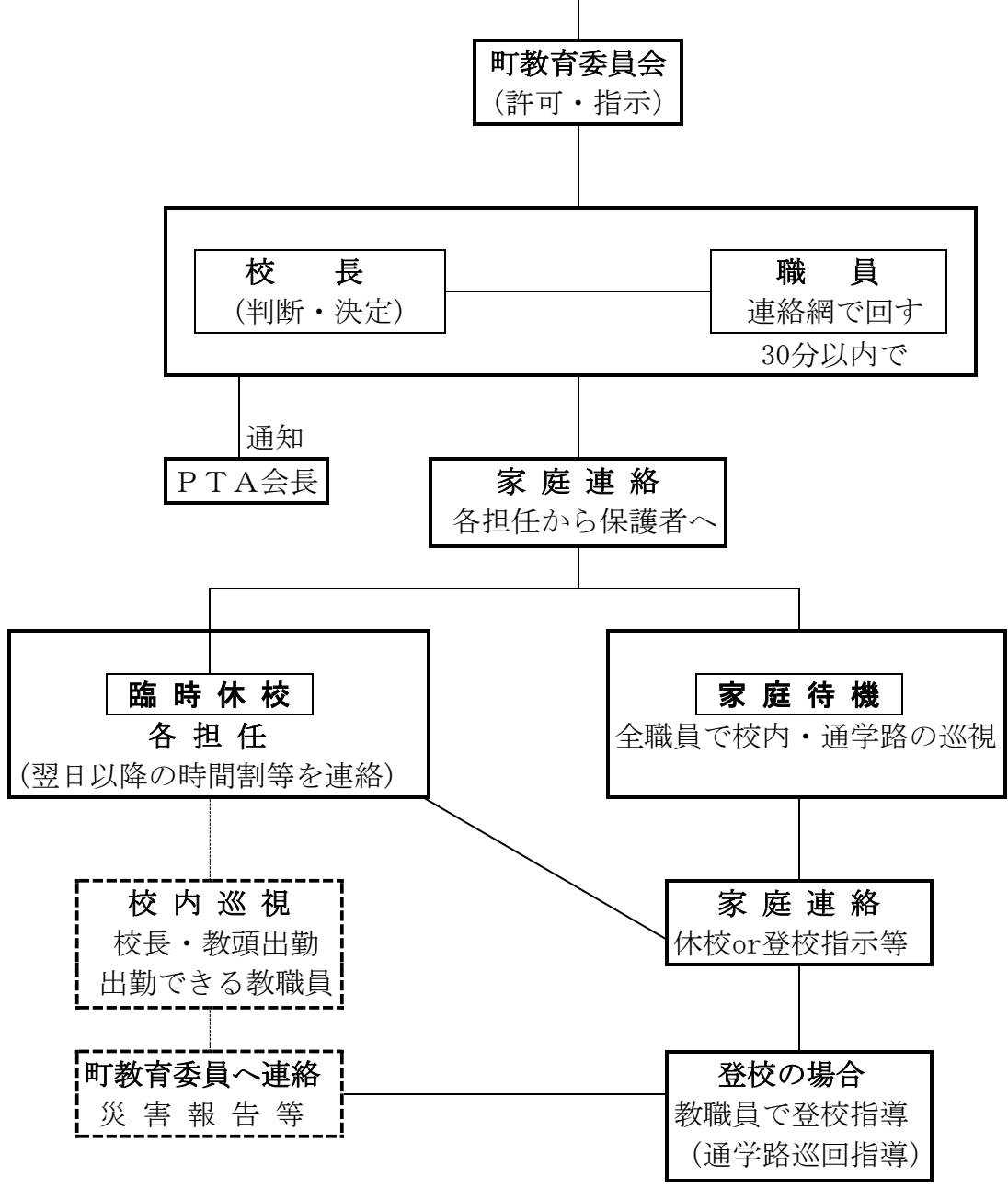
#### 1 台風などの接近で、これから天候が荒れることが予想される時

- ① 午前6時の時点で熊野町に暴風、大雨、大雪の警報が2つ以上発令されている場合、生徒は、自宅待機となる。（洪水警報は含まれないことに注意）
- ② 警報が出ていなくても、危険が予想され、何らかの対応が必要な場合は、学校・教育委員会で協議し（午前6時以降7時まで）、緊急連絡網（緊急メール、学級連絡網、町内放送）でその対応（自宅待機など）について保護者に知らせるので、生徒は7時00分までは自宅に待機させる。

#### 2 台風等の通過で、警報が出ているが、天候が回復する方向の時

- ① 正午までに警報が解除された場合は、緊急連絡網で授業時間を知らせ、気をつけて登校させる。
- ② 終日自宅待機（休校）とする場合は、決定時点で緊急連絡網で知らせる。

情報収集【テレビ・ラジオ・電話(町役場・県土木)・町教委・町内放送・地域の様子等】

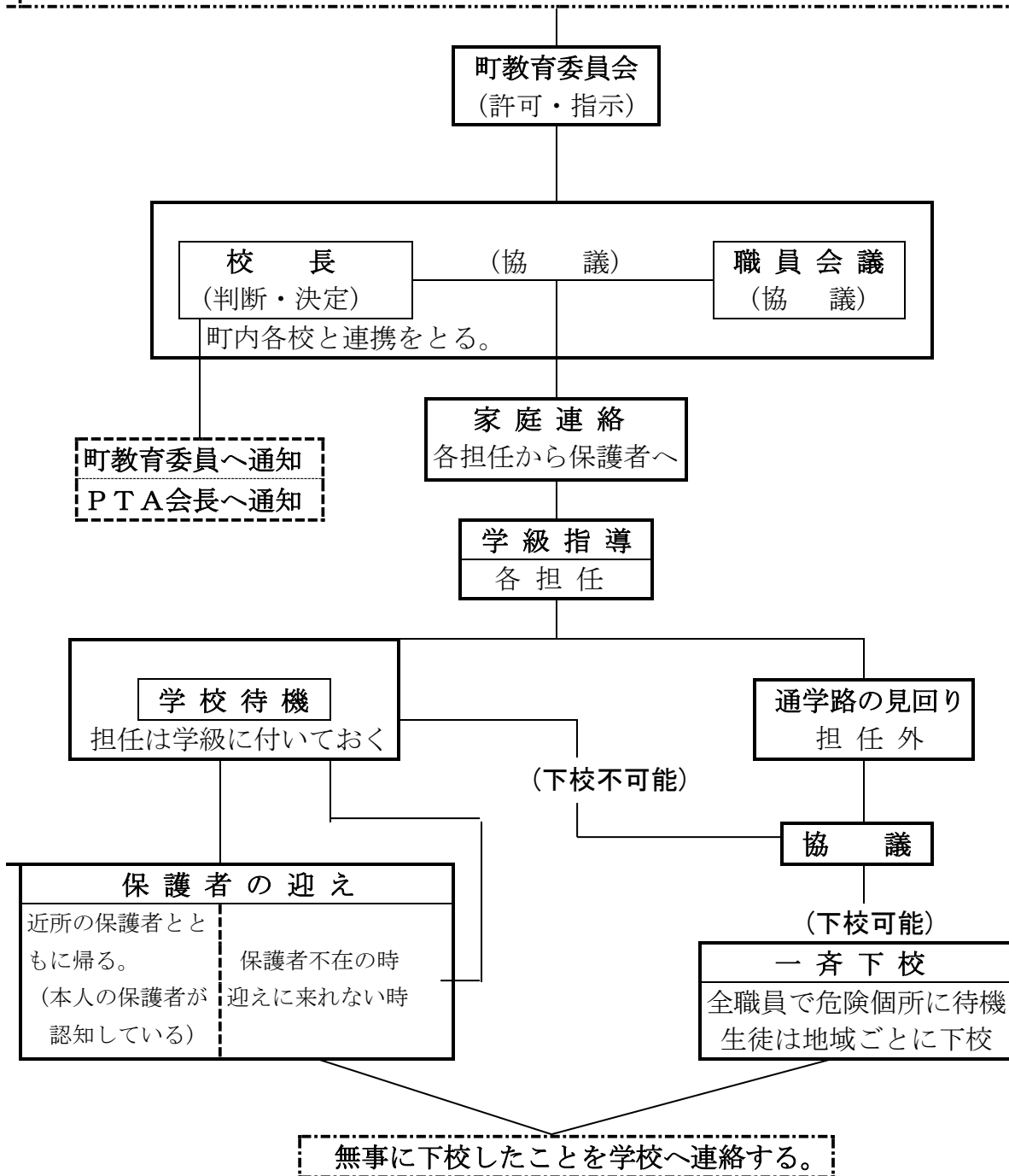


# 下校時

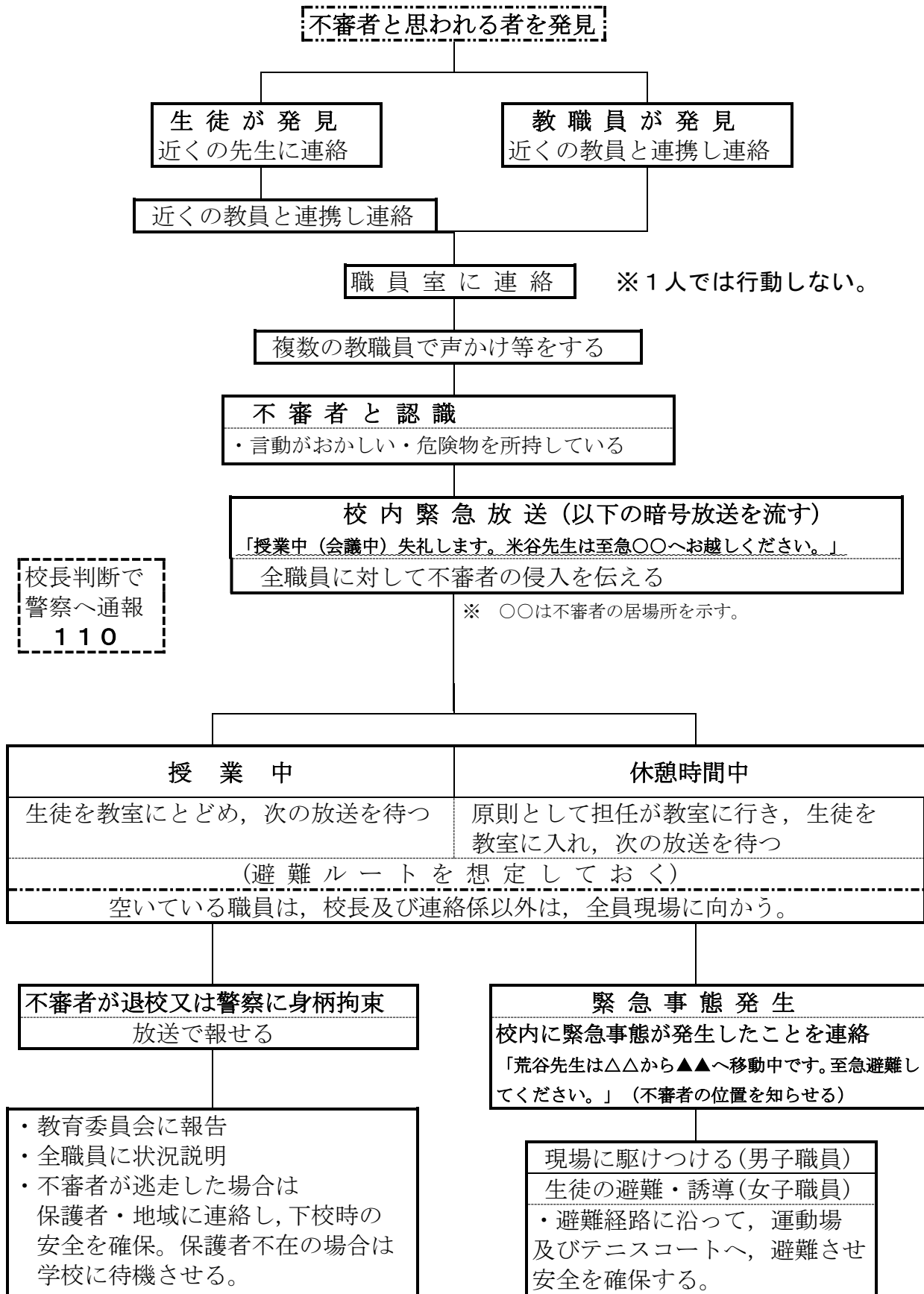
**判断基準** ☆一斉下校＝大雨・暴風警報が出され(台風が予想以上に早く接近) または大雪警報が出されたものの、安全に下校できると判断した場合(下校時間を変更)

☆学校待機＝上記の警報などが出されたり、天候が急変時、生徒の下校が危険と判断した場合(必要に応じて家庭連絡)

**情報収集** 【テレビ・ラジオ・電話(町役場・県土木)・町教委・町内放送・地域の様子等



# 学校内不審者における連絡体制(対応)



## **緊 急 連 絡 先**

- |            |                    |               |
|------------|--------------------|---------------|
| ◎ 消防機器管理業者 | <u>中国電設工業</u>      | 082-241-0111  |
| ◎ 水道業者     | <u>道士井設備</u>       | 082-854-3222  |
| ◎ 学校電気保全管理 | <u>藤堂電気保管(株)</u>   | 082-888-4655  |
|            |                    | 090-4574-6818 |
| ◎ ガス漏れ対応業者 | <u>広島ガス東部株式会社</u>  | 082-854-0257  |
| ◎ 学校機械警備   | <u>広島総合警備保障(株)</u> | 0823-23-4655  |
| ◎ 印刷機      | <u>(株)弘法</u>       | 082-842-0117  |

### ◎ 火災報知機が鳴った場合の対応

- 1 どこで火災が発生したか。(誤報・押したか)  
事務室・宿直室の受信機で場所を確認。
- 2 現場に行き、火災の有無を確認。
- 3 全校生徒に火災(誤報)を知らせる。避難誘導をする。
- 4 消防署へ通報。地教委へ通知。(誤報の時、広島総合警備保障へ連絡する)
- 5 避難生徒数確認、負傷者があれば救護活動をする。
- 6 消火活動をする。搬出活動を校長の指示で行う。

### ◎ 警報機の音響停止について

- 1 誤報の時、宿直室の受信機音響停止の①主音響・②地区音響を停止にする。
- 2 現場(誤報押した場所)の押しボタンを復旧する。引き出す。
- 3 A棟階段下、ポンプ室の消火栓起動を止めるボタンを押し停止させる。
- 4 全て終了後、宿直室の受信機の火災復旧を復旧にする。

### ◎ 受水槽の異常を知らせる警報が鳴った時の対応

- 1 C棟1階ポンプ室ポンプ自動制御盤、湯水ランプ・ポンプ稼動ランプを確認する。
- 2 しばらく様子を見る。
- 3 ひとりでに止まる。満水ランプ点灯。